

# 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）

## 職業訓練実施計画変更届

### 提出書類チェックリスト

事業展開等  
リスクリング支援コース  
**変更**  
(R7.8月版)

#### 提出期限

- 対象労働者を追加する場合 → 訓練開始日の前日まで
- 下記の「事前に届出が必要な変更事由」により変更が生じる場合 → 初計画していた訓練実施日若しくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日まで

例：4月5日に計画していた訓練を4月10日に変更する場合⇒4月4日までが期限

4月5日に計画していた訓練を4月3日に変更する場合⇒4月2日までが期限

#### ○事前に届出が必要な変更事由

- ・訓練の実施方法
- ・<通学制・同時双方向型の通信訓練の場合>実施日時、訓練日ごとの実施内容・実施場所、実訓練時間数、事業内訓練の講師
- ・<e ラーニング・通信制の場合>実施内容、契約期間（訓練受講可能期間）、実施場所、標準学習時間又は標準学習期間
- ・<定額制サービスによる訓練の場合>契約期間の初日（最終日）

#### 提出先→新潟労働局職業対策課助成金センター

※郵送（配達記録の残るものに限ります。）により提出する場合は、当センターへの到達日が受理日となります。

※提出に必要な書類が明らかに不足している場合については、到達日が提出期限当日であっても、書類の不備とはみなされず不受理とする場合があります。書類の内容に不備がある場合、訓練開始日の前日までに、当該不備を補正した書類が提出されなかったときは、助成対象外となります。

※労働者が訓練経費の一部でも負担した場合、助成金は支給されません。（労働者から事業主に対して訓練経費の一部でも返金した場合を含みます。）支給決定後に当該返金が行われた場合、支給決定を取り消し、助成金は返還となります。

事業所名		新潟労働局職業対策課助成金センター 人材開発支援助成金 事業展開等リスクリング支援コース担当 〒950-0965 新潟市中央区新光町 16-4 在原新潟ビル 1F 電話 025-278-7181
------	--	--

NO	提出書類、添付書類等※変更後の内容を反映したもの	提出形態	提出者チェック欄	労働局チェック欄
1	■ 「職業訓練実施計画変更届」チェックリスト（当チェックリストを提出書類の一番上にして提出願います。）	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	■ 「職業訓練実施計画変更届」（様式第2-1号） ・代理人が、事業主の委託を受けて提出する場合には「委任状」の添付が必要です。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	■ 「事業展開等実施計画」（様式第1-3号）	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	■ 「対象労働者一覧」（様式第3-1号）※定額制サービスによる訓練以外の場合 ■ 「定額制サービスによる訓練に関する対象労働者一覧」（様式第3-2号）※定額制サービスによる訓練の場合	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	■ 「事前確認書」（様式第11号）	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	■ 訓練カリキュラム、受講案内等 ・訓練の実施方法が通学制・同時双方向型の通信訓練 ⇒訓練等の実施目的、実施日時、訓練日ごとの実施内容・実施場所、（事業内訓練の場合、講師名を含む）実訓練時間数、受講料（料金体系）が分かるもの ・訓練の実施方法がe ラーニング ⇒訓練等の実施目的、実施内容、契約期間（訓練受講可能期間）、標準学習時間又は標準学習期間、LMS等により訓練等の進捗管理を行える機能を有していること、受講料（料金体系）が分かるもの ・訓練の実施方法が通信制 ⇒訓練等の実施目的、実施内容、契約期間（訓練受講可能期間）、標準学習時間又は標準学習期間、設問回答・添削指導・質疑応答等が可能である訓練であること、受講料（料金体系）が分かるもの ・定額制サービスの場合 ⇒訓練等の実施目的、実施内容、契約期間、講座の一覧、講座ごとの標準学習時間又は標準学習期間、LMS等により訓練等の進捗管理を行える機能を有していること（e ラーニングで実施されるサービスに限る。また、生産性向上人材育成支援センターが実施する定額制サービスによる教育訓練の場合は不要とする）、受講料（料金体系）が分かるもの	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	■ 事業内訓練を実施する場合で、認定職業訓練以外の場合 ※様式について任意様式は不可 「(人材育成支援コース) OFF-JT 講師要件確認書」（様式第10号） ※職業訓練指導員免許の保有者または1級の技能検定合格者の場合は、併せて職業訓練指導員免許証または1級の技能検定合格証書を提出してください。	原本 (様式) 他は写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	■ 事業外訓練を実施する場合 ・訓練にかかる教育訓練機関との契約書又は受講案内及び申込書の写しなど ※教育訓練機関の名称、所在地、連絡先、契約内容、契約期間（訓練受講可能期間）、受講料（料金体系）が分かるもの	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	■ 事業外訓練の場合であって、教育訓練機関等から次の資料（受講案内を除く）を提供された場合 ・教育訓練機関等から提供された訓練費用の負担軽減に係る説明資料等	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※これらの書類のほかに、必要に応じて労働局長が書類の提出を求める場合があります。

※既に提出した職業訓練実施計画届について、変更が生じる場合は、期限までに「職業訓練実施計画変更届」の提出が必要です。